

# 司法書士による「アエル(株)再生申立 相談」 受け付け中（旧日立信販、旧ナイス）

## 宮城県司法書士会

平成20年3月24日、消費者金融のアエル株式会社（本店 東京都中央区）が、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行い、受理されました。同社の発表によると、負債総額は約231億円とのことですが、貸出残高は1000億円程度とみられており、その影響は極めて大きいと言えます。

消費者金融の多くは、利用者にグレーゾーン金利で貸してきましたが、近年の判例に照らして再計算すると、ほとんどの場合、グレーゾーン金利は無効であり、アエル(株)の利用者も、いわゆる「グレーゾーン金利」による過払い返済状態にある「債務者」は、今回の民事再生手続の中で「債権者」になる可能性があります。

しかしながら、この民事再生手続において平成20年6月30日までに必要な届出を行わないと事実上、過払い金の返済を受けることができなくなる可能性があります。

日本司法書士会連合会および各地の司法書士会はアエル(株)に対し、利用者に不利益のない様に必要な措置を講ずることを要望しておりますが、利用者のほとんどは、司法書士など法律家に相談しない限り、自らが上記の過払い状態にあることを認識できないのが実情です。

このような状況にある中で、昨年9月の消費者金融(株)クレディアの民事再生のケースと同様に、アエル(株)利用者の間に大きな不安や混乱が広がることが予想されるため、宮城県司法書士会では、緊急会長声明を出すとともに、下記の通り、随時、無料相談を受け付けております。

- 方 法：** 電話による無料相談  
平日（祝日を除く）午後1時から4時まで  
相談専用電話：TEL：022-221-6870
- 方 法：** 面接による無料相談 但し、要予約  
平日（祝日を除く）午後2時から4時まで  
予約受付電話：TEL：022-263-6755  
予約受付時間：午前9時から午後5時まで

司法書士はこれまでも多重債務の「現場」に関わる法律家として、この問題への法律家関与の必要性を痛感し、司法書士会としても相談窓口の整備に努め、消費者保護法制全般について検討して提言を行うなど、積極的にこの問題に取り組んできました。今後も「市民に身近な法律家」として市民の権利保護に努めます。

### この件に関するお問い合わせ先

宮城県司法書士会 事務局

TEL:022-263-6755 FAX:022-263-6756

<住所> 〒980-0011 仙台市青葉区上杉三丁目3番16号 <HP> <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~miyashi/>